

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	揺れから身を守る
施策	建築物等の災害予防対策
時間軸	予防期
内容	地震の強い揺れから身を守るために、建築物の耐震化、落下対象物の耐震化、家具の転倒防止、ブロック塀の耐震化を図る。
実施主体、県の役割等	実施主体は建築物、工作物等の所有者（県民、事業者、市町村、県） 県は、県有建築物の耐震化を図るとともに、公共的建築物の耐震化の推進、住宅等の耐震化の推進を支援する。 また、揺れによる各種の被害をなくすための啓発を市町村とともに行う
法体系	1 建築物の耐震化・・・建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律（学校、病院、劇場、百貨店等多数の者が利用する特定建築物が対象） 2 落下対象物の耐震化・・・建築基準法 3 家具の転倒防止・・・なし 4 ブロック塀の転倒防止・・・建築基準法
取り組み状況	1 建物の耐震化 県有建築物、公共建築物については、南海地震対策推進本部の検討チームを設置し、耐震化の進め方について整理してきた。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、特定建築物の対象が広がったことに対応するため、現在の耐震改修促進実施計画を修正・拡充した計画を平成18年度内に策定し、本計画に沿って特定建築物の耐震性向上を図ることとする。 個人所有の木造住宅については、啓発とともに、昭和56年以前に建てられた木造住宅への耐震診断、耐震補強への補助制度や相談窓口の設置を行っている。平成26年度末までに、住宅の耐震化率を77パーセントとする目標を設定。 2 落下対象物の耐震化 既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等について調査、指導。ガラス等の飛散などに関する普及啓発。 3 家具の転倒防止 具固定の必要性や方法の啓発、自主防災組織活動における家具転倒防止の取り組み。平成26年度末までに家具の固定（転倒防止対策）を行った世帯の割合を90パーセントとする目標を設定。 4 ブロック塀の転倒防止 必要性についての普及啓発
課題	1 建物の耐震化・・・財政上、個人の経済上の問題でなかなか進まない。 2 落下対象物の耐震化・・・調査対象以外の物の耐震化の推進 3 家具の転倒防止・・・家具固定推進の担い手 4 ブロック塀の転倒防止・・・点検システムがない（建築基準法施行令でブロック塀の規定に関して安全基準があるが、建築基準法第6条の建築確認申請の必要がないため、検査は行われていない。）

その他	<p>兵庫県南部地震では、犠牲者の死亡原因の多くが住宅の倒壊等による圧死であり、倒壊住宅の中でも、昭和56年以前に建築された木造住宅が多数を占めた。県内には、昭和56年以前に建築された木造住宅が約12万戸存在する。</p> <p>4県共同地震・津波県民意識調査から 自宅の耐震診断の実施と耐震補強に対する考え方（意識調査54～62ページ）</p> <p>木造一戸建て平均68.4%。高齢者ほど一戸建てが多い。すでに退職又は無職の人が27.6%。一人暮らし9%。二人暮らし33.1%。</p> <p>専門家診断を受けない理由 耐震診断のやり方がわからないから（32.4%）、地震にあえば被害は避けられないと思うから（32.3%）、費用が出せないから（27.4%）、診断の費用がかかるから（25.8%）</p> <p>耐震性の低いアパートや借家などの家主に対する指導（19.6%） ガラスの飛散防止（意識調査72ページより） ガラスの飛散防止は、1.8%と少ない。</p> <p>福岡県地震の時、負傷者はなかったものの、ビルの窓ガラスが路上に落下した。</p> <p>家具固定（意識調査63～67ページ） 全部または大部分を固定している 2.4% 一部のみ固定 17.6% 固定しない理由：手間がかかるから 31.2%。固定しても被害が出ると思うから22.5%。借家だから12.9%。南海地震はすぐに起きないと思うから8.3% 県・市町村がすべきこととして、「家具類の固定方法を詳しく説明したパンフレットの配布」（58.5%）、無料で家具類を固定してくれる専門家の派遣」（30.1%）があげられた。</p> <p>ブロック塀や石塀、門柱などの耐震化の促進（意識調査69ページ） 個人宅なので、行政は何もすべきでないと考えている人は、平均6.7%のみ すべきこと 専門家による塀、門柱などの無料耐震診断の実施 47.1% 塀、門柱などの耐震診断や補強方法を詳しく説明したパンフレットの配布（すでに配られているものより詳しいものを）46.4% 立て替え、生け垣化の費用の補助（23.4%） 信用のおける業者のあっせん（21.4%）</p>
-----	---